

奈良県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画  
(第二次)

奈良県

## はじめに

近年、家庭や児童をとりまく社会経済情勢は大きく変化し、少子化、児童虐待、少年犯罪など多くの問題が生じています。特に、離婚等による母子家庭が年々増加しており、離婚原因に占める割合が高まっている「ドメスティック・バイオレンス（DV）」が、社会問題となってきました。

県の相談機関で受けたDV相談の件数は、平成19年度では1,046件で、平成14年度の約1.5倍になっています。相談件数の急増に加え、相談内容においても複雑・深刻化するとともに、夫婦間のみならず、思春期・青年期における恋人間での暴力も発生してきている状況です。

県におきましては、平成18年3月に「奈良県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定し、被害者支援と防止に取り組んできたところですが、今年度、3年間の計画期間が終了します。また、平成20年1月に、保護命令の拡充や市町村の努力義務を盛り込んだ、「改正DV防止法」が施行されたことを踏まえ、施策の実施状況及び更なる取り組みを進めるため、このたび「奈良県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」（第2次計画）を策定しました。

第2次計画では、「県配偶者暴力相談支援センターを県内DV防止対策の中核施設として位置づけること」、「市町村の積極的な取組促進を図ること」、「早期発見のための情報を広く社会から求めること」の3点を新たに盛り込みました。

DV被害者や子どもたちが安心・安全に暮らせる社会、DVを許さない社会をつくるため、県民の皆様をはじめ、県、市町村、関係機関等がより一層連携を図り、情報を共有化することが重要と考えておりますので、今後、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、この計画策定にあたって「奈良県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第2次）策定会議」で審議いただいた委員の皆様をはじめ、貴重なご意見を頂戴しました県民の皆様に感謝申し上げます。

平成21年1月

奈良県知事 荒井 正吾